

第 3 期「姫路市教育振興基本計画」の策定について

1 趣旨

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項¹に基づき、本市においては、令和 2 年 3 月に「姫路市教育振興基本計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定した。この現計画の計画期間が本年度をもって満了することから、次の 5 年間の本市教育の方向性を示すものとして、社会の変化を見据えながら計画を策定する。

2 位置付け

この計画は、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付け、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする。

現計画の検証結果を踏まえつつ、国や兵庫県の計画を参酌しながら、現行計画を継承しつつ新たな要素を加味した計画とする。

3 概要

(1) 計画期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間

(2) 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

(3) 策定期間

令和 7 年（2025 年）3 月（予定）

¹ 教育基本法

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 構成（案）

第1章 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の対象
- 5 指標の設定

第2章 教育をめぐる現状と課題

- 1 時代の潮流と教育
- 2 姫路の教育の成果と課題

第3章 姫路の教育の目指す姿

- 1 基本理念
- 2 目指す人間像
- 3 基本目標と計画体系

第4章 今後の5年間の具体的取組

- 1 計画体系図
- 2 今後5年間の具体的取組

第5章 計画の推進

- 1 進行管理等

5 策定及び検討の組織体制

(1) 姫路市教育振興基本計画審議会の開催

姫路市の教育振興に関する基本計画の策定に当たり必要な事項を審議するため、学識経験者等からなる「姫路市教育振興基本計画審議会」を開催する。

(2) こどもアンケートの実施

こども基本法（令和4年法律第77号）第11条²に基づき「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見」を聴取し計画に反映させるために必要な措置を講じる。

(3) 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施

審議会の答申を経て第3期「姫路市教育振興基本計画」（案）について素案に対して市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施する。

² こども基本法

（定義）

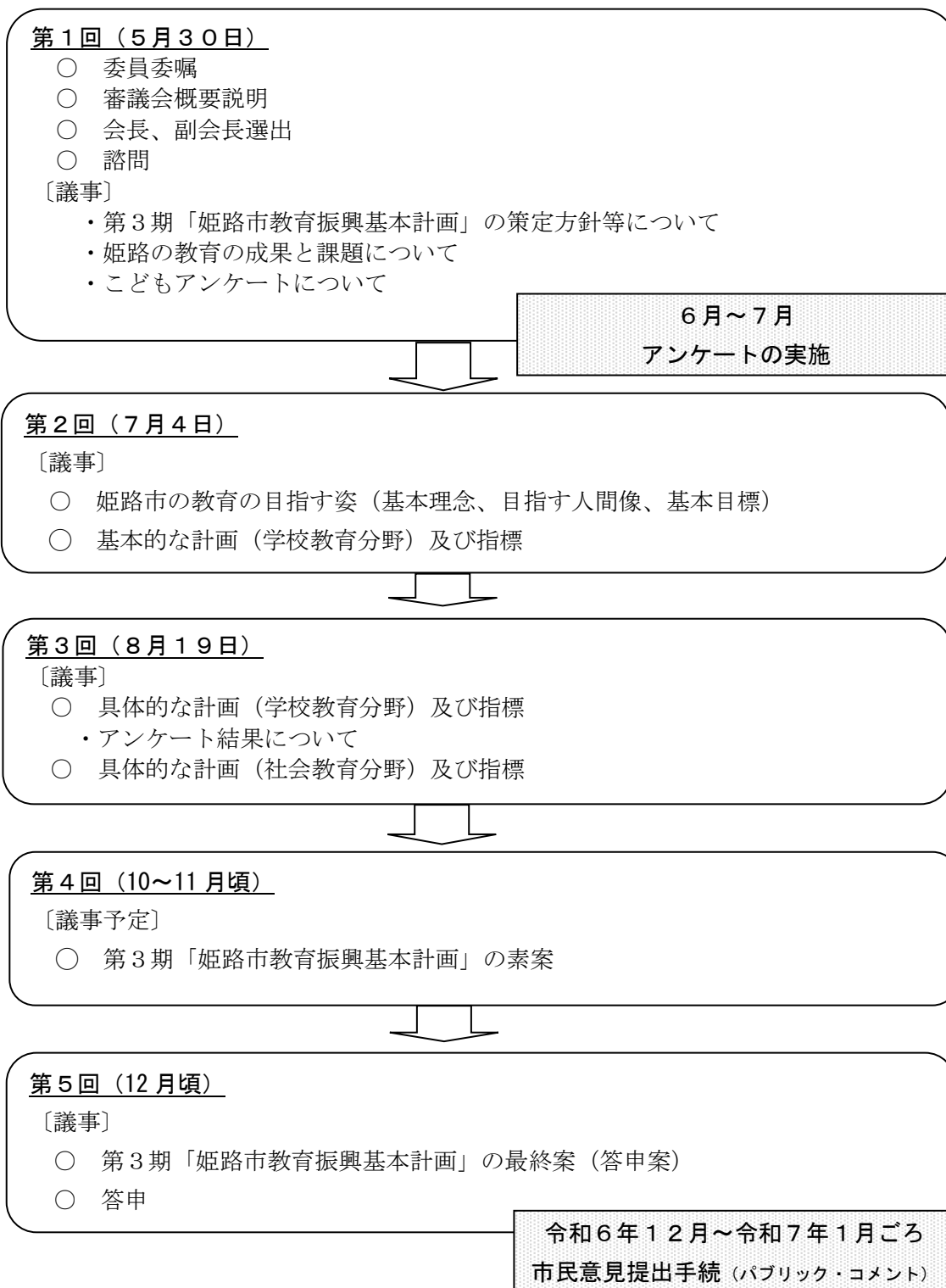
第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 「姫路市教育振興基本計画審議会」における審議の流れ



※開催回数、開催時期等は、審議の進捗等により変更となることがある。